

岩手県カーリング協会 日当及び謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、岩手県カーリング協会（以下「本協会」という）が主催する大会の運営や強化や普及その他の協会事業の実施、及び外部講師等を依頼した場合の対価として支払う、日当ならびに謝金について必要なことを定める。

(日当及び謝金の区分)

第2条 日当及び謝金の区分は、本協会に所属しない者に支払うものを謝金とし、本協会に所属する者に支払うものは日当とする。日当は本協会の役員にも支給出来る。
本協会員に所属しない者に対しては、謝金の代わりに日当を支払うこともできる。

(日当及び謝金の額)

第3条 本協会が支払う日当及び謝金の額は別表1に定める額を原則上限とし、各大会や実施する事業の予算の範囲内で金額を調整することができる。

(領収書等の収受)

第4条 日当及び謝金を支払った場合、領収書等を用意し、領収したことが確認できるよう受取者の署名を受け、これを収受しなければならない。

(所得税等の源泉徴収及び納税)

第5条 謝金の支払に際して、本協会は法令の定めるところにより、原則として所得税及び復興特別所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。日当の支払に際しては、源泉徴収を行わない。

(支払方法)

第6条 支払方法は、現金支給を原則とし、必要に応じて本人名義の銀行口座への振込みも可能とする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行うものとする。

附 則

この規程は、平成30年11月3日から施行する。

令和3年11月17日改正

令和4年12月1日改正

令和7年6月1日全面改正

種 別		内 容	上 限 金 額 (円)
謝 金	講師謝金	講習会や実技指導等の講師に対する謝金 1日当たり	30,000
	大会運営謝金	各大会における運営業務に対する謝金 1日当たり	30,000
	医事業務謝金	各大会における医事業務に対する謝金 1日当たり	50,000
	その他謝金	その他専門的な知識、技能の提供に対する謝金 1日当たり	30,000
日 当	審判長日当	各大会の審判長 1日当たり	6,000
	副審判長日当	各大会の副審判長 1日当たり	5,000
	審判日当	各大会のオンアイス審判 1試合当たり	800
	チーフアイスメイク 日当	各大会のチーフアイスメーカー (施設職員が業務として行う以外の場合) 1日当たり	6,000
	アイスメイク日当	各大会のアイスメーカー補助員 (施設職員が業務として行う以外の場合) 1回当たり	800
	タイマー日当	各大会のタイマー 1試合当たり	800
	本部統括日当	各大会の本部統括 1日当たり	5,000
	本部日当	各大会の本部スタッフ 1試合当たり	800
	帯同コーチ等日当	合宿等に帯同したコーチ、スタッフ 1日当たり	6,000
付 帯 手 当 等	大会食事代	各大会で1日に複数試合担当する場合 2試合ごと	700
	帯同コーチ等食事代	帯同コーチ等日当に含む	—
	各大会の実施における 宿泊費補助	審判長、副審判長、本部統括の任を務めるにあたって、宿泊を要する場合 1泊当たり	5,000
	上記以外の交通費、 宿泊費	経済的かつ効率的な支出に努めることを原則とし実費相当を支給する	※実費

上記上限金額については、税込み金額とする。